和泉個審答申第 14 号 平成28年10月24日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市個人情報保護審査会 会 長 松 田 聰 子

開示請求等をすることができる遺族の範囲について (答申)

平成28年9月7日付け和泉総第1123号で諮問のありましたみだしの件について、下 記のとおり答申します。

記

#### 1 審査会の結論

和泉市個人情報保護条例(以下「保護条例」という。)第20条第5項ただし書の規定に基づき、審査会は、代襲相続人である孫及び相続人である兄弟姉妹について、遺族に準じる者として開示請求権を認め、それ以外の場合については、本審査会において個々の事案ごとに判断するものとする。

### 2 実施機関の諮問の概要

#### (1) 諮問の経緯

個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求(以下「開示請求等」という。)ができる遺族については、保護条例第20条第5項において、「本人の配偶者、子及び父母」(以下「条例上の遺族」という。)と規定されており、それ以外の者は現在の条例上、開示請求等が認められていない。しかし、例えば死者の孫や兄弟姉妹が財産相続する際に当該死者の資産状況等を確認する必要があるなど、開示請求等を認める必要がある事案が発生していることから、実施機関は、同項ただし書の規定に基づき、死者の個人情報の開示請求等をすることができる遺族の範囲について当審査会に諮問することとした。諮問の内容は以下のとおりである。

# (2) 開示請求等を認める場合

死者の個人情報も保護すべきであるから、条例上の遺族以外の者から開示請求等があった場合は必要性を検討し、次の①~③の要件を満たす場合には、例外的に請求権を認める

こととする。

- ①開示請求等を認める個人情報の内容を限定し、請求権を認めるのは、死者から相続した 財産又は財産相続に必要な情報や、死亡により取得した相続以外の権利義務の行使に必 要な情報など、請求者自身の個人情報でもあるといえる場合、及び社会通念上、請求者 自身の個人情報とみなせるほど密接な関係がある場合に限る。
- ②「遺族」の文言解釈上、開示請求等を認めるべき者は、死者の相続人等のうち血縁関係 (姻族も含む。)にある者、死亡によって権利義務を取得した者、及び死亡した未成年者 や成年被後見人の法定代理人に限る。
- ③個人情報保護の観点等から、条例上の遺族以外の者に対し請求権を認めるのは、条例上の遺族全員が既に死亡している場合のほか、条例上の遺族は生存しているが連絡が取れない場合や開示請求を依頼しても応じない場合など、必要な情報を請求者が入手できない場合に限る。

# (3) 運用方法

条例上の遺族以外の者から開示請求等があった場合は、開示請求等を認めるべき範囲の者であるか、個人情報入手の必要性はあるか、条例上の遺族からの個人情報入手は困難であるか等について、聞き取り等により確認し、全ての要件に該当する場合にはじめて請求権を認めることとし、あわせて今後の同種の事案に対応できるよう、具体的な運用方法を決めておくこととする。

# 3 審査会の判断

個人情報の開示請求権は、自己情報コントロール権を実効性のあるものとして保障する制度であるが、遺族が死者本人の個人情報を必要とする場合が想定されること等に鑑み、保護条例第20条第5項の規定において、遺族に対して請求権を認めているものと考えられる。

また、同項の規定において、開示請求権を認める遺族の範囲を「本人の配偶者、子及び 父母」に限定しているが、これは、死者の名誉や相続人等の権利を侵害しないよう、死者 の個人情報についても保護を図る必要があることから、死者本人と関係性が強いと思われ る遺族に対してのみ開示請求権を認めているものと考えられる。

実施機関としては、条例上の遺族以外の者からの開示請求等に対し、開示請求等を認める個人情報の内容及び請求権者を限定し、また請求権を認める場合を条例上の遺族による開示請求等ができない場合に限るなど、開示請求権を認める範囲について一定の基準を設けることで、個人情報保護を図りつつ、必要な個人情報については一定の範囲で請求権を認めようとする考えである。

このように、あらかじめ一定の基準を定めておくことにより、開示請求等があったとき に迅速に対応できるため、請求者の利便性向上につながるという利点がある一方で、当該 基準に該当すれば一律に請求権を認めることとなるため、本来開示する必要のない個人情報についても請求権を認めることとなるなど、個人情報保護の観点から問題点も多い手法でもあるといえる。

当審査会としては、個人情報保護の重要性に鑑み、一定の基準を定めることにより一律に開示請求権を認めるのではなく、個別具体的な事案ごとに審査会で判断し、開示等の必要性が認められた事案に限り、請求権を認めるべきであると考える。

この点を踏まえ、諮問書記載の事案について判断すると、事例1における請求者は死者の代襲相続人となった孫、事例2における請求者は死者の相続人となった兄弟姉妹であり、いずれの事案も開示請求の必要性は認められるものである。なお、今後代襲相続人である孫及び相続人である兄弟姉妹から開示請求があった場合は、条例上の遺族に準じる者として請求権を認めてよいと考えるが、それ以外の者から開示請求等があった場合は、個別に本審査会への諮問を要するものである。

### (参考) 審査会の処理経過

日	付	内 容
平成28年9月	7 日	諮問書の受理
平成28年9月	7 日	審査会招集
		・事務局からの説明
		・質疑応答
		・審議
平成28年10月24日		実施機関への答申